



栃木県公報

令和6(2024)年
10月21日(月)
号外
第54号

目次

条 例

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正	2
○栃木県手数料条例の一部改正	10
○栃木県体育施設設置及び管理条例の一部改正	11
○認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正	14
○栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部改正	14

本号で公布された条例のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正（栃木県条例第34号）

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正をすることとしました。
- この条例は、一部を除き、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県手数料条例の一部改正（栃木県条例第35号）

- 建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正をすることとしました。
- この条例は、規則で定める日から施行することとしました。

◇栃木県体育施設設置及び管理条例の一部改正（栃木県条例第36号）

- 栃木県総合運動公園北・中央エリアの野球場（本球場）の夜間の利用時間区分を設けることに伴い、新たにその利用料金の基準額を定めるため、所要の改正をすることとしました。
- この条例は、令和7（2025）年4月1日から施行することとしました。

◇認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正（栃木県条例第37号）

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準の一部改正に伴い、認定こども園における職員の配置の基準について、所要の改正をすることとしました。
- 施行期日等
 - この条例は、公布の日から施行することとしました。
 - 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部改正（栃木県条例第38号）

- 産業競争力強化法の一部改正に伴い、所要の改正をすることとしました。
- この条例は、公布の日から施行することとしました。

条例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例
- 2 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 3 栃木県体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 4 認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例
- 5 栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部を改正する条例

令和6年10月21日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第34号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年栃木県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
1 知事	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	1 知事	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2～7 略		2～7 略	
別表第2 (第2条関係)		別表第2 (第2条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
1・2 略	特定個人情報	1・2 略	特定個人情報

<p>3 知事</p> <p>児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>	<p>3 知事</p> <p>児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>4～7 略</p>	<p>4～7 略</p>	<p>4～7 略</p>	<p>4～7 略</p>
<p>第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>			
<p>3 知事</p> <p>児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>	<p>3 知事</p> <p>児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>4～7 略</p>	<p>4～7 略</p>	<p>4～7 略</p>	<p>4～7 略</p>
<p>第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>			
<p>3 知事</p> <p>児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>	<p>3 知事</p> <p>児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>4～7 略</p>	<p>4～7 略</p>	<p>4～7 略</p>	<p>4～7 略</p>
<p>第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第19条第11号の規定に基づく、個人番号（法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の利用及び特定個人情報（法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる県の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステム（法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）を使用して他の個人番号利用事務実施者（同条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。）から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。</p> <p>3・4 略</p>			
<p>3 知事</p> <p>児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>	<p>3 知事</p> <p>児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>4～7 略</p>	<p>4～7 略</p>	<p>4～7 略</p>	<p>4～7 略</p>
<p>第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第19条第11号の規定に基づく、個人番号（法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の利用及び特定個人情報（法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる県の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステム（法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）を使用して他の個人番号利用事務実施者（同条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。）から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。</p> <p>3・4 略</p>			
<p>3 知事</p> <p>児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>	<p>3 知事</p> <p>児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>4～7 略</p>	<p>4～7 略</p>	<p>4～7 略</p>	<p>4～7 略</p>
<p>第3条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。</p>			

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 (第2条関係) 執行機関 1 知事 事務 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		別表第1 (第2条関係) 執行機関 1 知事 事務 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
2 略		1 略	
3 知事又は教育委員 会 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等という。以下同じ。)(特別支援学校の高等部を除く。)に在学する生徒又は学生の保護者等(同法第3条第2項第3号に規定する保護者等という。以下同じ。)に対する奨学のための給付金の支給に関する事務(以下「奨学のための給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの		2 略	
4 知事又は教育委員 会 高等学校等を退学した後、再び県内の高等学校等で学び直す者に対する就学支援金(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金という。以下同じ。)に相当する支援金の支給に関する事務(以下「高等学校等学び直し支援金支給事務」という。)であって規則で定めるもの		3 知事又は教育委員 会 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等という。以下同じ。)(特別支援学校の高等部を除く。)に在学する生徒又は学生の保護者等(同法第3条第2項第3号に規定する保護者等という。以下同じ。)に対する奨学のための給付金の支給に関する事務(以下「奨学のための給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの	
5~7 略		2~4 略	
別表第2 (第2条関係) 執行機関 1 知事 事務 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び		別表第2 (第2条関係) 執行機関 1 知事 事務 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び	
特定個人情報 (1) 高等学校等		特定個人情報 (1) 高等学校等	

<p>実施又は徴収金の徴収に関する事務（以下「生活保護実施等事務」という。）であつて規則で定めるもの</p>	<p>第18号) 第2条に規定する高等学校等（以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒又は学生の保護者等（同法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する情報（以下「奨学のための給付金支給関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</p> <p>(2) 高等学校等を退学した後、再び県内の高等学校等で学び直す者に対する就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）に相当する支援金の支給に関する情報（以下「高等学校等学び直し支援金支給関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</p>	<p>実施又は徴収金の徴収に関する事務（以下「生活保護実施等事務」という。）であつて規則で定めるもの</p>	<p>（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒又は学生の保護者等</p> <p>に対する奨学のための給付金の支給に関する情報（以下「奨学のための給付金支給関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</p> <p>(2) 高等学校等を退学した後、再び県内の高等学校等で学び直す者に対する就学支援金</p>	<p>に相当する支援金の支給に関する情報（以下「高等学校等学び直し支援金支給関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</p>	<p>2 知事</p>	<p>2 知事</p>	<p>生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護実施等事務」という。）であつて規則で定める</p>	<p>(1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入</p>
--	---	--	---	--	-------------	-------------	---	--

所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(3) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(6) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(7) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規

もの

もの

<p>則で定めるもの <u>(8) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、配偶者支度金又は一時帰国旅費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>(9) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による手当等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>(11) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>(12)・(13) 略</u></p>			<p>3 知事</p>	<p>児童福祉法 による負担能力の認定</p>
			<p>3 知事</p>	<p>児童福祉法 による負担能力の認定</p>
			<p>3 知事</p>	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)による負担能力の認定</p>
			<p>3 知事</p>	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)による負担能力の認定</p>
			<p>3 知事</p>	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)による負担能力の認定</p>

	又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		
4 略			
5 知事	ひとり親高等学校卒業程度認定試験給付金支給事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報	児童扶養手当関係情報 の であって規則で定めるもの
6 知事又は教育委員会	高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	奨学のための給付金支給事務	略
7 知事又は教育委員会	高等学校等を退学した後、再び県内の高等学校等で学び直す者に対する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等学び直し支援金支給事務	略

	又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		
4 略			
5 知事	ひとり親高等学校卒業程度認定試験給付金支給事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報 の であって規則で定めるもの
6 知事又は教育委員会	高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略	略
7 知事又は教育委員会	高等学校等を退学した後、再び県内の高等学校等で学び直す者に対する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略	略

別表第3(第3条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 略			
2 知事	外国人生活保護実施等事務であって規則で定めるもの	教育委員会	(1) 特別支援学校への就学奨励に関する特別の法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で

別表第3(第3条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 略			
2 知事	外国人生活保護実施等事務であって規則で定めるもの	教育委員会	

<p>定めるもの <u>(2) 学校保健安全法</u> <u>(昭和33年法律第</u> <u>56号) による医療</u> <u>に要する費用につ</u> <u>いての援助に関す</u> <u>る情報であつて規</u> <u>則で定めるもの</u> <u>(3)～(5) 略</u></p>							<p>3～5 略</p>
<p>(住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正)</p>							
<p>第4条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例(平成20年栃木県条例第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>							
							<p>3～5 略</p>
							<p>3～5 略</p>
							<p>3～5 略</p>
							<p>3～5 略</p>
							<p>3～5 略</p>
							<p>3～5 略</p>
							<p>3～5 略</p>
							<p>3～5 略</p>
							<p>3～5 略</p>
							<p>3～5 略</p>
							<p>3～5 略</p>

改 正 前

改 正 後

別表第1 (第2条関係)

別表第1 (第2条関係)

1. 私立の高等学校等 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (平成22年法律第18号) 第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。) (特別支援学校の高等部を除く。) に在学する生徒又は学生の保護者等 (同法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。) に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
2. 高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等で学び直す者に対する就学支援金 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。) に相当する支
 援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
3. 生活保護法 (昭和25年法律第144号) の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

1・2 略

4・5 略

第5条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前

改 正 後

別表第2(第3条関係)

知事以外の執行機関	事	務
1 略		
2 教育委員会	国立又は公立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
3 略		
4 教育委員会	高等学校等を退学した後、再び県内の県立の高等学校で学び直す者に対する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
5・6 略		

別表第2(第3条関係)

知事以外の執行機関	事	務
1 略		
2 略		
3・4 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第5条の規定は、規則で定める日から施行する。

(行政改革ICT推進課)

栃木県条例第35号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	
事 務	金 額
1～422 略	
422の2 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定	略
423～517 略	
備考 略	

改 正 前	
事 務	金 額
1～422 略	
422の2 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定	略
423～517 略	
備考 略	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(文書学事課)

栃木県条例第36号

栃木県体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

栃木県体育施設設置及び管理条例(平成5年栃木県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表7 栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用料金の基準額の部(1)運動施設の款イ専用利用の場合の項(ハ)野球場(本球場)の表を次のように改める。

(ウ) 野球場(本球場)

利用区分	利用時間	午前8時30分まで	正午から午後6時まで	午前8時30分から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	6,520円	10,100円	14,500円	7,560円
	入場料を徴収する場合	16,300円	25,200円	36,200円	18,900円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	16,300円	25,200円	36,200円	18,900円
	入場料を徴収する場合	163,000円	252,000円	362,000円	189,000円

別表7 栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用料金の基準額の部(2)会議室の款ア陸上競技場の会議室の項及びび第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、テニスコート及び多目的広場(投てき場)の会議室の項を次のように改める。

施設区分	利用時間	午前8時30分まで	正午から午後6時まで	午前8時30分から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
陸上競技場	会議室1	3,230円	4,030円	6,970円	4,030円
	会議室2	2,280円	2,790円	4,820円	2,790円
	会議室3	2,280円	2,790円	4,820円	2,790円
	会議室4	2,280円	2,790円	4,820円	2,790円
	会議室5	3,230円	4,030円	6,970円	4,030円
	会議室6	3,230円	4,030円	6,970円	4,030円
	会議室7	2,280円	2,790円	4,820円	2,790円
	会議室8	2,280円	2,790円	4,820円	2,790円
	会議室9	2,280円	2,790円	4,820円	2,790円
	会議室10	1,330円	1,550円	2,680円	1,550円

野球場 (本球場)	会議室	1,330円	1,550円	2,680円	1,550円
イ 第2陸上競技場、サッカー・ラグビー場、テニスコート及び多目的広場(投てき場)の会議室					
施設区分		利用時間			
第2陸上 競技場	会議室	午前8時30分から正午まで	正午から午後6時まで	午前8時30分から午後6時まで	
サッカー・ ラグビー場	会議室	3,230円		4,030円	6,970円
テニスコート	会議室	1,330円		1,550円	2,680円
多目的広場 (投てき場)	会議室	3,230円		4,030円	6,970円
	会議室	2,280円		2,790円	4,820円

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

別表(第10条関係) 1～6 略 7 栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用料金の基準額 (1)～(7) 略 備考 1・2 略 3 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後9時後に陸上競技場、野球場(本球場)、トレーニング室若しくはテニスコートを専用利用する場合又は陸上競技場(本球場)の会議室若しくはラウンジを利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前8時30分前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。 (1) 陸上競技場、野球場(本球場)、トレーニング室並びに陸上競技場及び野球場(本球場)の会議室 午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から正午までにつき定められている利用料金の基準額の7分の2に相当する額、午後9時後の利用にあつては午後6時から午後9時までにつき定められている利用料金の基準額の3分の1に相当する額	改正前
別表(第10条関係) 1～6 略 7 栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用料金の基準額 (1)～(7) 略 備考 1・2 略 3 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後9時後に陸上競技場、野球場、トレーニング室若しくはテニスコートを専用利用する場合又は陸上競技場の会議室若しくはラウンジを利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前8時30分前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。 (1) 陸上競技場、トレーニング室及び陸上競技場の会議室 午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から正午までにつき定められている利用料金の基準額の7分の2に相当する額、午後9時後の利用にあつては午後6時から午後9時までにつき定められている利用料金の基準額の3分の1に相当する額	改正後

(2)・(3) 略

4 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後6時後に第2陸上競技場、野球場(本球場)、野球場A、野球場B、野球場C、ウォームアップ場、サッカー・ラグビー場、相撲場、多目的広場(投てき場)若しくは多目的広場(クレイ) (以下「第2陸上競技場等」という。)を専用利用する場合は第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、テニスコート若しくは多目的広場(投てき場)の会議室を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前8時30分前又は午後6時後の利用時間1時間につき、午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から正午までにつき定められている利用料金の基準額の7分の2に相当する額、午後6時後の利用にあつては正午から午後6時までにつき定められている利用料金の基準額の6分の1に相当する額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

5 略

6 高校生等以下の者が陸上競技場、第2陸上競技場等、野球場(本球場)、トレニング室、テニスコート若しくは武道館を専用利用する場合は陸上競技場、第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、テニスコート、多目的広場(投てき場)、武道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の基準額は、この表及び前3項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

7・8 略

9 入場料を徴収して陸上競技場、第2陸上競技場等、野球場(本球場)、トレニング室、テニスコート又は武道館を専用利用する者が当該専用利用に際し陸上競技場、第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、テニスコート、多目的広場(投てき場)、武道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室又は附属設備及び器具を利用する場合(前項に規定する場合を除く。)の利用料金の基準額は、この表及び第3項から第6項までに定める額に2を乗じて得た額とする。

8 略

(2)・(3) 略

4 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後6時後に第2陸上競技場、野球場(本球場)、野球場A、野球場B、野球場C、ウォームアップ場、サッカー・ラグビー場、相撲場、多目的広場(投てき場)若しくは多目的広場(クレイ) (以下「第2陸上競技場等」という。)を専用利用する場合は第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、テニスコート若しくは多目的広場(投てき場)の会議室を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前8時30分前又は午後6時後の利用時間1時間につき、午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から正午までにつき定められている利用料金の基準額の7分の2に相当する額、午後6時後の利用にあつては正午から午後6時までにつき定められている利用料金の基準額の6分の1に相当する額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

5 略

6 高校生等以下の者が陸上競技場、第2陸上競技場等、野球場(本球場)、トレニング室、テニスコート若しくは武道館を専用利用する場合は陸上競技場、第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、テニスコート、多目的広場(投てき場)、武道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の基準額は、この表及び前3項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

7・8 略

9 入場料を徴収して陸上競技場、第2陸上競技場等、野球場(本球場)、トレニング室、テニスコート又は武道館を専用利用する者が当該専用利用に際し陸上競技場、第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、テニスコート、多目的広場(投てき場)、武道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室又は附属設備及び器具を利用する場合(前項に規定する場合を除く。)の利用料金の基準額は、この表及び第3項から第6項までに定める額に2を乗じて得た額とする。

8 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(スポーツ振興課)

栃木県条例第37号

認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年栃木県条例第50号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）
1 職員配置 (1) 認定こども園に置く教育及び保育に従事する者の数は、次に掲げるとおりとすること。ただし、常時2人を下回らないこと。 ア・イ 略 ウ 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね15人につき1人以上 エ 満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上 (2)・(3) 略 2～7 略 備考 略	1 職員配置 (1) 認定こども園に置く教育及び保育に従事する者の数は、次に掲げるとおりとすること。ただし、常時2人を下回らないこと。 ア・イ 略 ウ 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上 エ 満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上 (2)・(3) 略 2～7 略 備考 略

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の認定こども園の認定の要件を定める条例別表の1の項(1)ウ及びエの規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の認定こども園の認定の要件を定める条例別表の1の項(1)ウ及びエの規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
(こども政策課)

栃木県条例第38号

栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部を改正する条例

栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例（平成25年栃木県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(求償権の放棄等の承認)	(求償権の放棄等の承認)
第3条 略 2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求	第3条 略 2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求

債権の放棄等が次の各号に掲げるいづれかの計画に基づき、当該債権の放棄等が次の各号に掲げるいづれかの事業の再生に資するときは、当該債権の放棄等を承認することができる。

(1)・(2) 略

(3) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画

(4)～(6) 略

債権の放棄等が次の各号に掲げるいづれかの計画に基づき、当該債権の放棄等が次の各号に掲げるいづれかの事業の再生に資するときは、当該債権の放棄等を承認することができる。

(1)・(2) 略

(3) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第20項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画

(4)～(6) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(経営支援課)